

令和3年9月6日

令和3年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和3年9月6日 開会

令和3年9月17日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和3年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和3年9月6日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

# 令和3年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和3年9月6日(月)

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和3年9月6日～9月17日(12日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	10番 宮 野 亨 議員 会議録署名議員の指名 11番 高 橋 邦 男 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第44号	奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第45号	奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第46号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
9	認定第1号	令和2年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
10	認定第2号	令和2年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
11	認定第3号	令和2年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
12	認定第4号	令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
13	認定第5号	令和2年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
14	認定第6号	令和2年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
15	認定第7号	令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
16	認定第8号	令和2年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	決算特別委員会付託

日程	議案番号	議案名		結果
17	報告第 2号	令和2年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について		—
18	報告第 3号	令和2年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について		—
19	報告第 4号	奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和2年度分）の報告について		—
20	議案第 47号	自治功労者の決定に同意を求めることについて		原案同意
21	議案第 48号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて		原案同意
22	—	陳情の受付について	陳情第3号	総務文教常任 委員会付託

(午後1時42分 散会)

午前 10 時 01 分開会・開議

○議長（原島 幸次君） これより令和 3 年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

10 番 宮野 亨議員、

11 番 高橋 邦男議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 8 月 30 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。高橋邦男議員。

〔議会運営委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○議会運営委員長（高橋 邦男君） では、議会運営委員会の報告をいたします。

令和 3 年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 8 月 30 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 9 月 17 日までの 12 日間とすることに決定をしました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。タブレットのほうに入っていると思います。

まず、上程された議案は、全 24 件であります。本日及び明日 9 月 7 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が 1 件と報告されましたので、明日 7 日、本会議終了後、総務文教常任委員会を開催し、審査を願います。

なお、この審査が行われた陳情の採決は、第 3 日目の 9 日に行います。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 9 日に行います。

通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようお願いいたします。

次に、9 月 14 日及び 15 日の 2 日間で、議長と議会選出監査委員を除く委員 10 名で構成する決算特別委員会を開会し、令和 2 年度の各会計の決算に関する審査を行い、2 日目

の15日に採決を行います。

次に、9月17日の本会議4日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託し、審査が行われた令和2年度全8会計の決算についての委員長報告及び採決を行います。

次に、本日の審議内容について申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。これもタブレットのほうだと思います。

議案第44号から議案第46号につきましては、それぞれ単独上程の上、採決につきましては、即決と決定しております。

次に、認定第1号から認定第8号までの8会計の決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者からの説明終了後、報告第2号及び報告第3号の令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について一括で報告があります。

次に、佐久間代表監査委員より決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。代表監査委員の審査報告終了後、認定第1号から認定第8号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第4号として、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次に、議案第47号 自治功労者の決定に同意を求めることについてにつきましては、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第48号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてにつきましては、単独上程の即決とし、採決の方法につきましては、無記名投票と決定しております。

本日の審議は、この議案第48号をもって終了し、補正予算等の審議については、本会議2日目を明日9月7日に再開し、審議することと決定しております。

本会議2日目は、議案第49号から議案第55号までの令和3年度の一般会計をはじめとする特別会計補正予算の7議案について一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次の議案第56号につきましては、単独上程の上、採決につきましては即決と決定しております。

次に、会期中に議員提出議案の追加案件が上程される予定でございます。この追加案件については会期中に議会運営委員会を開催し、取り扱いを審議の上、上程する予定であります。

以上が上程別・採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行できますよう、議員各位並びに理事者のご協力を  
をお願いし、議会運営委員会の委員長報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの12日間とし、議案の上程  
別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思ひますが、これに  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から  
9月17日までの12日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進め  
たいと思ひます。ご協力よろしくお願ひします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月  
出納検査報告については、配布のとおりであります。

ここで、清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 皆様、おはようございます。

本日、令和3年第3回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会にあたり  
一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する事項ですが、国は、緊急事態宣言を今月  
12日まで再延長し、これを受け、東京都における緊急事態措置については、引き続き飲  
食店等に対し、酒類提供停止の上、夜8時までの営業時間短縮を要請するとともに、人流  
5割削減として、混雑した場所等への外出半減、大規模商業施設の入場制限等の対策を強  
化することとしております。

町においては新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、出展者、出演者及び来場者  
皆様の安全と健康を最優先に考え、10月17日に開催を予定していた山のふるさと村音楽  
祭及び10月30日、31日に開催を予定していた第36回奥多摩ふれあいまつりの中止を決  
定したところであります。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、打撃を受けた地域経済の低迷に対して  
は、地域振興に資することを目的として、昨年度に引き続き奥多摩町地域応援券交付事業

を実施しております。

また、町における新型コロナウイルスワクチン接種の状況ですが、65歳以上の方を対象とした高齢者優先接種は概ね完了し、現在、基礎疾患を有する方、64歳以下の方の集団接種を順次進めており、今後すべての対象年齢となる12歳以上の方のワクチン接種について10月上旬の完了を目途に実施しております。このワクチン接種は、感染症発症の予防が期待されており、接種をお勧めしていますが、強制ではありません。一人一人がそれぞれの立場や状況にある方を配慮し、人権が尊重されるまちづくりに資するため、町民皆様、議員皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

次に、町では観光シーズンにおけるごみの放置対策として、8月の土曜日、日曜日、祝日に奥多摩観光協会と連携して観光客専用ごみ袋を販売し、指定した集積所に持ち込まれたごみを係員が回収する取り組みを試験的に実施いたしました。

ここ数年、夏場になると自由に出入りできる河川等でのキャンプやバーベキューで出たごみの放置が特に目立ち、残念ながらマナーの悪いお客様も見受けられます。放置されたごみやポイ捨てされたごみは、地域の方などがボランティアで片付けていただいているのが現状です。

今後、今回の取り組みを様々な角度から検証し、全面実施が可能かどうかも含め、検討をしてまいります。

次に、昨日の第45回奥多摩町総合防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、各自治会における避難訓練、初期消火訓練など、町民皆様に参加いただく訓練は実施せず、我が家の震災訓練として、ご家庭内の非常用持ち出し袋の点検をお願いしたほか、ハザードマップを確認の上、感染拡大状況下における自然災害発生等の避難先についてご検討、実施いただきました。

また、7月18日に小河内地内において発生した土砂崩れでは、幸い人命にかかわる被害はありませんでしたが、10日間にわたり国道が通行止めとなり、ライフラインについても一部地域において復旧までに時間を要しました。

復旧に当たっては、地元小河内地域の皆様には大変ご不便をおかけする中、ご理解、ご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、事故なく安全に施工いただいた東京都建設局や施工業者をはじめ、船舶により移動手段を確保していただいた東京都水道局、また、救急救助対応に当たられた奥多摩消防署並びに交通防犯対応に当たられた青梅警察署など、すべての関係者皆様に重ねて感謝を申し上げます次第であります。

今回の土砂災害や令和元年の台風第19号災害を受け、当町においても感染拡大状況下

における自然災害への備えを万全にし、万一発生した場合にも自助・共助・公助とそれぞれの段階において町と住民、自治会、関係機関が一体となって町民皆様の生命と財産を守る所存でありますので、議員皆様にはご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今定例会に提案します議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第 44 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正による新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する課税標準の特例措置の拡充及び延長等に伴い、規定を整備するものです。

議案第 45 号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するものです。

議案第 46 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきましては、大氷川地内に予定している住宅について住宅の詳細が決定したことから、使用料の規定を整備するものです。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号につきましては、令和 2 年度奥多摩町一般会計を初め、特別会計及び企業会計の計 8 会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

次に、報告第 2 号及び報告第 3 号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和 2 年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率について算定基礎事項を記載した書類とともに、監査委員に審査を行っていただきましたので、その意見を付して議会に報告するものです。

次に、報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により報告するものです。

次に、議案第 47 号 自治功労者の決定に同意を求めることについては、自治功労者として町長を務めた河村文夫氏を表彰することについて奥多摩町表彰条例の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第 48 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、令和 3 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会委員、原島幹典氏の後任として再び同氏を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 49 号から議案第 55 号につきましては、現在執行しております令和 3 年度奥多摩町一般会計及び特別会計 6 会計の補正予算案となります。

次に、議案第 56 号 奥多摩町監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、監査等の結果の公表方法において広く住民に周知を行うため、規定を整備するものです。

以上、条例の一部改正 4 件、決算認定 8 件、報告 3 件、自治功労者の決定に同意を求める案件が 1 件、委員の任命の同意を求める案件が 1 件、補正予算案 7 件の計 24 件であります。これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、この新型コロナウイルスは、人を介して罹患する感染症であります。それも感染力の高い変異株となっています。これを予防、感染拡大防止するためには、不要不急の外出自粛、人と人との接触機会を日常生活品の買い物や通院など、必要最小限とし、急用で外出する際は混雑を避け、感染予防対策を徹底して自分自身が感染しない、そして、ご家族や職場の仲間に感染させない、町民皆様、議員皆様には、このことを再認識の上、徹底していただきますようお願い申し上げます。

そして、この感染症が一日も早く終息し、以前の行楽シーズンのように、国内外から再び多くの観光客の皆様を自然豊かな奥多摩にお迎えできるよう、職員とともに精いっぱい邁進する所存でありますので、町民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます、令和 3 年第 3 回奥多摩町議会定例会のご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 44 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第 44 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

内容につきましては、4 ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

まず、改正概要ですが、今回の改正では、現在、コロナ禍におきましても新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例を設けておりますが、地方税法の改正に伴い、特例期間の延長及び拡充するため、また、令和3年6月の産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行により、生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度関係の根拠法が中小企業等経営強化法に移管されたことから、関係規定を整備するものでございます。

新旧対照表になりますが、附則第8条の2第13項中、「同意導入促進計画」の後の下線部分につきましては、根拠法の移管に伴う改正になりまして、次の下段の2つの下線につきましては、地方税法附則第64条が改正され、「家屋及び構築物」に機械、装置等を加え、「特例対象資産」と名称を変更したものです。

また、適用期間を2年間延長し、令和5年3月31日までとするものです。

続きまして、附則第1条施行期日につきましては、公布の日から施行するでございます。

経過措置では、附則第2条第1項で、この規定は「令和3年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度までの固定資産税については、なお従前の例による。」としております。

第2項につきましては、令和3年3月31日までの期間内に地方税法附則第64条に規定する中小事業者等が取得した家屋及び構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例によると規定しております。

第3項につきましては、令和3年4月1日以降に地方税法附則第64条に規定する中小事業者が取得した特例対象資産に対して課する固定資産税については、令和4年度以降から適用すると規定するものです。

以上で、議案第44号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第44号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第44号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第44号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第44号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第45号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第45号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例について提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、7ページの新旧対照表にてご説明いたします。

まず概要ですが、個人番号カード、通称マイナンバーカードの再交付手数料につきましては、奥多摩町事務手数料条例により町が申請者から手数料を徴収し、一旦歳入とし、同額を交付金として地方公共団体情報システム機構に支払いをしてきましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、地方公共団体情報システム機構を個人番号カードの発行主体として明確に位置づけ、手数料の徴収につきましても同機構がすることと定められました。

今回、個人番号カードの発行手数料の徴収事務につきまして地方公共団体情報システム機構から市町村に委託される形に変更されることから、奥多摩町事務手数料条例で定める個人番号カードの再交付手数料の項を削除するものものです。

新旧対照表の別表1になりますが、第7項、下線部分の「個人番号カードの再交付」及び「1枚につき800円」を削除し、第8項以降は、1項ずつ繰り上げるものです。

次に、附則として、この条例は、公布の日から施行するであります。

以上で、議案第45号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第45号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第45号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第45号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第45号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第45号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第8 議案第46号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

[若者定住推進課長 新島 和貴君 登壇]

○若者定住推進課長(新島 和貴君) それでは、10ページをお開きください。議案第46号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、町が建設する住宅を町営若者住宅として活用するため、使用料の規定を整備する必要があるためでございます。

条例の改め文もございりますが、新旧対照表の12ページをお開きください。別表第2に「若者住宅(氷川大氷川)」を追加し、使用料を「30,000円」と規定するものです。なお、ただし書として、条例第6条の2の規定により、入居期間を延長する場合は6万円を追加するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第46号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(原島 幸次君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第46号の質疑を行います。質疑はありますか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 小峰です。

端的に言いますと、大氷川がなぜ3万円ということになったのかということと延長の条件は何でしたっけ。済みませんが、お願いします。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 8番、小峰議員のご質問にお答えします。2点のご質問と承ります。

まず1点目でございますが、3万円の根拠につきましてでございます。こちらにつきましては、昨年度設置いたしました町若者住宅南氷川第2住宅、こちらが3万円というような金額設定してございます。当初、町営若者住宅の金額設定につきましては、第5期長期総合計画で決定しております若者定住促進ゾーンに町営若者住宅を設置するというように進めております。そのときに奥多摩町少子化若者定住推進プロジェクトチームというものを設置いたしまして金額等の検討をまいりました。その中で、金額設定の内容の1番といたしましては、まず民間の住宅より安く住んでいただく、そのかわりに入居の年数を設定しようということに検討をまいりました。その結果、民間住宅の概ね半額程度がよろしいのではないかとというようなことで、当初、海沢第1住宅を設定して、それから順次類似した住宅ということで、その場所場所で検討し、設定しております。今回、大氷川住宅につきましては、昨年度設置いたしました南氷川第2住宅が3万円ということにございますので、規模も同程度の規模ということもございまして、3万円というふうにご設定してございます。

それと2点目のご質問ですけれども、1点目のご質問ともかぶるんですけれども、根拠の部分でございますが、こちらについては、家賃を安くするかわりに入居期間を設けるということで、20代であれば12年、30代であれば10年、40代であれば7年ということに入居決定をしております。この期間を過ぎた場合については、通常の料金に戻るということで、概ね大体倍額の6万円にしていくというような形で制度設計をしておりますので、今回の大氷川住宅につきましても今までの町営若者住宅と同様の規定を準じているものでございます。

以上2点のご質問にお答えします。以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

小峰議員の質問とちょっとかぶりますけれども、条例の第6条の2項の規定によって、その後、倍の家賃を払ってお住みになっている方は何世帯ぐらいいらっしゃるんでしょう

か。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 3番、相田議員のご質問にお答えします。

その条例の規定により倍になっている入居者の方につきましては、現在1世帯でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 済みません、もう一回お話を聞きたいんですけど、3万円と2万7,000円の差、3万円と2万4,000円の差をお聞きしたい。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 8番、小峰議員のご質問にお答えします。

まず3万円と2万7,000円の差でございます。まず3万円の住宅については、今回提案させていただいております大氷川の住宅、また南氷川の住宅でございます。2万7,000円の住宅については、こちらは小丹波の第2住宅ということでよろしいでしょうか。こちらの差でございますが、当初、小丹波の南ノ原に第1住宅を建設しました。こちらについては、6棟で12戸ということで、戸建てが2戸、残りが集合住宅で4棟10戸ということでございます。当時、まだ土砂災害特別警戒区域が設定されていない中、将来的に安全・安心に住んでいただく住宅ということで、小丹波第1住宅の上部についてはRCで建設しております。規模も当時多く、76㎡程度の2LDKを設置しておりました。その後小丹波の第2ということで桜久保の設定をしたときに、宮ノ下これは奥多摩町の中でも一番利便性のいい住宅でございますので、それから離れている桜久保については金額を落としたほうがいいんじゃないか、また、若者対象で、夫婦だけじゃなくて单身でもいいんじゃないかというようなご議論がございまして、家賃を3,000円程度下げ、1割程度下げ、さらに单身として活用するために2万7,000円というふうに設定してございます。

今回3万円の住宅でございますが、町営の氷川地区の南氷川になりますが、こちらは非常に利便性のよい地域であると。小丹波の第1住宅と同等の利便性がよろしいんじゃないかというような議論がございまして、南氷川を設定するときに3万円というようなことで設定しております。

今回大氷川につきましても非常に利便性のいいところではないかということで検討いたしまして、やはり南氷川と同額が妥当ではないかということで、3万円というふうに決定した経緯がございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 46 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 46 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 46 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 46 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午前 10 時 55 分から再開いたします。

午前 10 時 44 分休憩

午前 10 時 54 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 9 認定第 1 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10 認定第 2 号 令和 2 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11 認定第 3 号 令和 2 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 12 認定第 4 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13 認定第 5 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14 認定第 6 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 認定第 7 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16 認定第 8 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。会計管理者。

[会計管理者 坂本 秀一君 登壇]

○会計管理者（坂本 秀一君） それでは、認定第1号から認定第8号までの令和2年度一般会計歳入歳出決算をはじめとする特別会計、企業会計の決算につきまして地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべく、その提案の説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、議会運営委員長からの報告がありましたとおり、決算特別委員会を設置し、審査を付託することとなりましたので、一般会計、特別会計、企業会計の順に概要の説明を申し上げます。

また、各認定議案の鑑文につきましては、決算書とは別につけさせていただきましたので、ご了承をお願いいたします。

はじめに、認定第1号 令和2年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きいただき、6ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行でございます 77億7,414万2,108円で、対前年度比4億7,102万5,706円、6.4%の増となりました。

その主な要因といたしましては、町の貴重な自主財源であります町税が引き続き減少しており、また、令和元年10月の台風第19号災害に対する東京都市町村災害復旧復興特別交付金が皆減となりましたため、都支出金につきましては3億円を超える減となりました。

基金繰入金につきましては、台風災害の復旧財源として、ただいまご説明いたしました東京都市町村災害復旧・復興特別交付金を原資とする防災減債基金からの繰り入れが大きくなっておりませんが、繰入金全体では基金の取り崩しが抑制できましたことにより、前年度に比べ大幅な減となりました。

一方、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として交付を受けました特別定額給付金事業補助金約5億円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約3億円などにより、8億円を超える増額となりました。

これらの要因により、歳入全体では前年度に比べて増額となりました。

また、収入未済額につきましては、町税ほか237万4,052円で、対前年度比31万831円、15.1%の増となりました。

なお、地方税法第18条等により、27万5,722円の不納欠損処分を行いました。詳細につきましては、事務報告書の132ページに詳細が載っておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、7ページからは歳出でございますが、9ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります74億1,608万1,195円で、対前年度比3億5,097万7,377円、5.0%の増となりました。

その主な要因といたしましては、総務費では、総務管理費のうち、基金運用費において財政調整基金や減債基金をはじめとする各基金へ前年度を上回る額の積み立てを行ったことにより、総務費全体では増額、民生費では、社会福祉費において地域活動支援センター建設事業の完了や特別養護老人ホーム整備費補助金が皆減となったことにより減額、衛生費では、前年度に比べ若干減額となっておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業費におきましては、6,870万6,000円を翌年度への繰越明許費としています。

農林水産業費では、林業費で森林環境整備基金積立金などが増となっておりますが、水産業費におきましては、大丹波国際釣場管理棟建設事業の完了に伴う皆減により、農林水産業費全体では減額、商工費では、観光費において奥多摩小屋解体工事や山のふるさと村特別会計繰出金などの増額がありましたものの、奥多摩駅前観光トイレ改築工事の皆減や観光施設等整備基金積立金の減により、商工費全体では減額となり、土木費では、住宅費で公営日向住宅改修工事の皆増や氷川（南氷川）地内町営若者住宅建設工事の皆増などがあったものの、道路橋梁費における都補助道路新設改良事業の減や小丹波（宮ノ下）地内若者住宅建設事業の皆減により、土木費全体では減額、消防費では、防災減災基金積立金の減により減額、教育費では、古里小学校西側トイレ改修工事や奥多摩中学校水道直結化工事を実施し、また、社会教育費では、文化会館空調設備改修工事を実施したことなどにより、教育費全体では増額となりました。

災害復旧費では、令和元年台風第19号災害復旧事業におきまして町道や林道、観光施設及びワサビ田をはじめとする農林水産施設の災害復旧、また、日原系統バス路線運行確保事業補助金などにより、4億円弱の費用を要しました。

更に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策事業費として、町単独分を含む特別定額給付金約6億円をはじめ、地域応援券事業、奥多摩観光協会への補助金、町内事業所への事業継続応援給付金、奥多摩病院などへの事業支援金、感染症対策のための消毒液や飛沫防止スクリーンといった様々な消耗品や備品の購入など、当該事業費で7億7,000万円を超える感染症対策事業費が皆増となり、災害復旧費全体では、台風災害復旧費で増額した前年度に比べ、更に大幅な増額となりました。

その結果、歳入歳出差引残高は、3億5,806万913円で、そのうち1億1,370万6,000円が翌年度繰越額となります。繰り越す事業は、新型コロナウイルスワクチン接種事業及

びワサビ田災害復旧事業でございます。

なお、令和2年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、131 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額の3億5,806万913円から翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越額の1億1,370万6,000円を差し引いた額、2億4,435万4,913円が実質収支額となりました。

なお、132 ページ以降の財産に関する調書につきましては、後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、認定第2号 令和2年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

奥多摩都民の森は、「森に触れる・森を歩く・森を育てる」をテーマに、山村の生活体験や登山、自然体験及び森林作業体験など、都民が自然と触れ合う場の拠点として平成5年にオープンした東京都の施設でありまして、東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、7,824万6,701円で、対前年度比33万6,075円、0.4%の減となりました。

5 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、7,255万2,625円で、対前年度比69万7,082円、1.0%の減となりました。

次に、12 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の569万4,076円が実質収支額となりました。

次に、認定第3号 令和2年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション需要に対処するため、自然利用の拠点として奥多摩湖畔に施設を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に、平成6年度に全面オープンした東京都の施設でありまして、東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、1億6,095万43円で、対前年度比380万3,501円、2.3%の減となりました。

5 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、1億5,853万3,182円で、対前年度比465万5,322円、2.9%の減となりました。

次に、12 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の 241 万 6,861 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 4 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

国民健康保険制度においては、平成 30 年度から国保の運営主体が、これまでの市町村単位から都道府県単位となり、国、都道府県、市町村の役割分担が定められ、この制度改正により、市町村は、医療費の急増等による財政リスクがなくなる等、国、都道府県、市町村が応分の責任を果たすことにより、将来にわたって国民健康保険を持続可能な制度とすることとされました。市町村は、引き続き資格管理、保険給付及び保険税の賦課徴収などの実務業務及び保健事業を実施し、医療費の抑制に努める必要があります。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります 7 億 2,796 万 4,632 円で、対前年度比 3,011 万 9,695 円、4.0%の減となりました。

収入未済額は 150 万 8,700 円で、対前年度比 28 万 2,300 円、15.8%の減となり、不納欠損額は 42 万 3,100 円で、対前年度比 13 万 3,100 円、45.9%の増となりました。

次に、5 ページから歳出になります。6 ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります 6 億 9,962 万 9,797 円で、対前年度比 4,029 万 7,692 円、5.4%の減となりました。

次に、23 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額の 2,833 万 4,835 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、24 ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第 5 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度として老人保健制度に変わり、平成 20 年 4 月に創設されたもので、各都道府県が広域連合を設立して保険者となり、原則として 75 歳以上の方が個人単位で加入している制度になります。

4 ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、2 億 2,200 万 913 円で、対前年度比 315 万 5,456 円、1.4%の減となりました。

収入未済額につきましては、2 万 4,400 円で、対前年度比 15 万 3,700 円、86.3%の減

となりました。

不納欠損額は9万2,100円で、対前年度比2万6,600円、40.6%の増となりました。

次に、5ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は、2億1,589万3,971円で、対前年度比355万8,883円、1.6%の減となりました。

次に、14ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額610万6,942円が実質収支額となりました。

次に、認定第6号 令和2年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

介護保険事業につきましては、令和2年度は、第7期介護保険事業計画に基づく3年間の事業運営期間の最終年度でありました。歳出の主な部分である保険給付費におきましては、施設サービス受給者数は減少したものの、依然として施設サービスに係る給付費が全体の7割を超える状況であり、施設サービスの増減が保険財政に大きく影響を与えている状況となっております。

4ページから歳入になります。5ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、表の一番下の行にあります8億7,642万4,494円で、対前年度比891万1,159円、1.0%の減となりました。

収入未済額につきましては、124万7,300円で、対前年度比9万5,100円、8.3%の増となりました。

なお、不納欠損額は48万7,000円で、対前年度比5万1,100円、9.5%の減となりました。

次に、6ページから歳出になります。7ページをご覧ください。歳出の支出済額の合計は、表の一番下の行にあります8億6,079万9,152円で、対前年度比850万2,536円、1.0%の減となりました。

次に、24ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、歳入歳出差引額1,562万5,342円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、25ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第7号 令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、そして、多摩川上流域の水源の町として、

河川の水質改善に大きな役割を果たしております。令和3年3月末現在での水洗化率は、小河内処理区が99.5%、奥多摩処理区につきましては90.7%となっており、奥多摩町全体の水洗化率につきましては91.1%となっております。

4ページをご覧ください。歳入の収入済額の合計は、6億1,876万7,595円で、対前年度比3,785万5,373円、6.5%の増となりました。

収入未済額及び不納欠損額はございませんでした。

次に、5ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は、6億1,876万6,258円で、対前年度比3,785万6,769円、6.5%の増となりました。

次に、15ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額の1,337円が実質収支額となりました。

次に、認定第8号 令和2年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。決算書をお開きください。

奥多摩病院は、地域医療の拠点として、また、山間部の僻遠地での健康管理や医療ニーズに対応するため、附属診療所への出張診療や在宅で医療が受けられる訪問診療、訪問看護を行うなど、この地域にとって欠かせない病院として信頼をいただいています。平成31年3月より、地域包括ケア病床の運用も開始し、住民の期待と信頼にこたえられる病院として一層のサービスの充実を図っております。また、観光地の奥多摩町に位置しているため、地域の方々の中核医療施設としてだけでなく、ハイキングや登山、キャンプなどで訪れる観光客の急病やけがなどにも対応する施設としての側面も持ち合わせています。

3ページから収益的収入及び支出になります。4ページをご覧ください。収入決算額は、上段の表の一番上、5億2,120万5,310円、支出決算額は、下段の表の一番上、4億7,387万2,312円で、収支差引額4,733万2,998円が単年度収支として黒字となっております。

医業費用に対する医業収益の割合は56.2%で、前年度の59.8%と比較し、3.6%の減となりました。

次に、5ページから基本的収入及び支出になります。6ページをご覧ください。収入決算額は、上段の表の一番上、1,115万円、支出決算額は、下段の表の一番上、1,564万4,618円で、収支差引額は449万4,618円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

この資本的支出は、奥多摩病院冷却塔補修工事、奥多摩病院給湯配管工事、南氷川看護

師住宅改修工事や備品・医療機器等の整備などを行ったものでございます。

なお、業務内容等詳細につきましては、23 ページ以降及び事務報告書に詳しく記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、認定第1号から認定第8号までの決算につきまして提案のご説明をさせていただきましたが、決算認定の意義につきましては申し上げるまでもございませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第17 報告第2号 令和2年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第18 報告第3号 令和2年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上2件は関連がありますので、一括して報告をお願いいたします。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、報告第2号 令和2年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第3号 令和2年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。当該ページをお開き願います。

はじめに、報告第2号 令和2年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてご説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、議案書とは別に、報告第2号附属資料といたしまして奥多摩町健全化判断比率の推移という表題の折れ線グラフによる附属資料をタブレット端末上に添付させていただいております。こちらも併用しながら説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきご報告するものでございます。

この健全化法につきましては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために4つの財政指標を設け、これを健全化判断比率として定めております。

次のページの令和2年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書をご覧ください。

最初に、実質赤字比率でございます。これは、地方公共団体の最も主要な会計である一

一般会計等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。町の場合は、一般会計と都民の森及び山のふるさと村の管理運営事業特別会計の3会計が対象であり、この3会計合計の実質収支額を標準財政規模で除したものが実質赤字比率となります。

令和2年度決算におきまして分子となる3会計合計の実質収支額は、2億5,246万6,000円で、分母となる標準財政規模は、27億1,411万8,000円でありました。通常の計算であれば符号がプラスの9.30%となりますが、健全化判断比率では、赤字や負債の状況を浮き彫りにする必要があるため、赤字の場合をプラスの数値表示とし、黒字の場合はマイナスの計算結果とします。従って、町の場合は黒字決算であるため、マイナスの9.30%という計算結果となります。ただし、規定によりまして報告書における表示では赤字ではないという意味で、数値ではなく、横棒のバー表示としております。このため当該記載欄につきましては、町では赤字はなく、黒字のため、バー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは、一般会計等に加え、公立病院や下水道など公営企業等を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合であらわしたものです。町の場合は、全8会計となります。分子は、最初に説明しました一般会計等3会計合計の実質収支額2億5,246万6,000円に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の実質収支額5,006万7,000円と病院事業及び下水道事業の企業会計の剰余額3億6,757万8,000円を合算した6億7,011万1,000円となります。これを分母となる標準財政規模27億1,411万8,000円で除しますと24.6%となりますが、分子がいずれも黒字決算のため、先ほど説明しましたように、マイナスの24.68%という計算結果になります。ただし、規定により、当該記載欄につきましては、町は赤字ではなく、黒字のため、バー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございます。これは、地方公共団体の借入金、町債の返済額、公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。この返済額には、一般会計等での公債費元利償還金のほかに下水道事業など特別会計への繰出金のうち、地方債の償還に充てた経費なども含まれております。

令和2年度の単年度比率は7.3%であります。報告書では当該年度までの3カ年平均の比率を記載することとなっているため、7.1%と記載しております。

次に、将来負担比率でございます。これは、地方公共団体の借入金や現在抱えている負債並びに職員の退職金や加入している一部事務組合が記載した借入金の返済額など、将来に亘って負担しなければならない金額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割

合であらわしたものです。

令和2年度決算におきましては、分子の地方債の現在高が前年度比較で1億897万3,000円減ったこと、また、将来負担額から控除できる充当可能財源である財政調整基金など、積立基金の現在高が前年度比較で4億8,540万3,000円増えたことなどにより、その計算結果はマイナスの91.2%となりました。ここでのマイナスの意味につきましては、将来負担額よりも充当可能財源等が大きいこと、つまり、現状におきましては町の積立基金などにより、先ほど申しあげました将来に負担すべき金額を賄える財政環境に現時点ではあるという状況になっております。当該記載欄につきましては、将来負担が生じているプラス数値の場合のみ数値が記載されますが、町ではマイナスのため、規定により、バー表示となっております。

ただいまご説明しました以外に、報告書の表内には括弧書きの数値が記載されております。こちらにつきましては、備考欄記載のとおり、町における早期健全化基準であり、この4指標のうち1つでも数値が超えますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経ることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ個別外部監査が強制適用されます。町におきましては4指標のいずれも基準値以下となっており、健全な状態が保たれております。

なお、冒頭申しあげました報告第2号附属資料、奥多摩町健全化判断比率の推移としまして、折れ線のグラフの附属資料を議案書と別にタブレット端末上に添付させていただきましたので、ご覧ください。

この資料では4指標の推移状況をグラフにより示しております。縦軸は比率、横軸は決算年度を示しており、年度によっては若干の増減もありますが、堅調な推移が見て取れます。

以上で、報告第2号 令和2年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、報告第3号 令和2年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。当該ページをお開き願います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきご報告するものでございます。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。公営企業は、独立採算の原則により必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりま

せんので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支、企業の経営状況を事前にチェックしています。

次のページの令和2年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書をご覧ください。この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載してございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか、足りているのかを判断する指標であります。

資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により比率計算を行った上で表上に記載しますが、資金が足りているプラスの場合は、比率の表示は行わず、バー表示の記載をすることとなっております。バー表示下段の括弧内に 20.0%と表記しているものが早期健全化基準で、この基準を超えた場合には早期健全化団体と同様に、経営健全化計画の策定、個別外部監査等が求められます。

当町における公営企業等2会計の令和2年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラス3億6,757万6,000円、下水道事業特別会計がプラス2,000円と、いずれの会計も資金不足の状況にはないことから、バー表示の記載となっております。

以上で、報告第2号 令和2年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第3号 令和2年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、報告は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、令和2年度の各会計決算並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれの監査委員の審査に付され、お手元にその審査意見書の写しが配布されております。

本日は、佐久間代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経過及び結果についてご報告をいただきたいと思っております。佐久間代表監査委員。

〔代表監査委員 佐久間 勝君 登壇〕

○代表監査委員（佐久間 勝君） 皆さん、おはようございます。

ただいま決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告のご指名をいただきました、奥多摩町代表監査委員を務めさせていただいております佐久間でございます。平成30年度から代表監査の業務を務め、4年目に入っております。事務局はじめ関係者の皆様のご支援をいただきつつ、微力ながら監査業務を務めさせていただいております。本日は、

これまで実施した例月出納検査、そして、昨年度の決算審査等を踏まえ、お時間をいただきましてご報告申し上げたいと思います。

まず決算審査の結果についてご報告申し上げます。タブレットの一般会計等決算審査意見書をご覧ください。

このたび地方自治法の規定により、審査の対象となりましたのは、令和2年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算でございまして、一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の以上7会計でございます。

また、地方公営企業法の規定により、審査の対象となりましたのは、同じく令和2年度の奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算でございます。

審査実施日は、令和3年7月28日、8月の4日、6日、11日、20日の5日間で、審査実施者は、木村圭監査委員と私、佐久間でございます。

審査手順につきましては報告書に記載のとおりでございますが、2年度のすべての事務事業について決算審査を行い、各課長及び係長から所管事務事業のうち、主たる事業の必要性、有効性につき意見聴取を行い、併せて職員の担当者意識についてもヒアリングを行いました。

また、新型コロナウイルス感染症による町政への影響や対策についての聴取も行いました。

次に、審査結果ですが、令和2年度の奥多摩町における全8会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに帳票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も適正かつ正確であり、歳入歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書2ページの(1)一般会計から5ページの(9)基金の状況まで、それぞれの会計における状況と内容について記載してございますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

なお、個々の会計への審査意見につきましても6ページから8ページに記載してあります。

また、財政の健全化に関する法律に係る審査につきましても健全化判断比率、資金不足比率ともに良好でありました。詳細につきましてはご参照いただくこととし、本日は、これまで実施した例月出納検査、そして、昨年度の決算審査等を踏まえ、総括意見を述べさせていただきます。お手元の審査意見書8ページの真ん中あたりから「総括」として記載

してありますので、ご参照いただきたいと思います。

過疎化や少子高齢化など、重要課題を抱える中、令和2年度は奥多摩町にとって、何といても新型コロナ感染拡大の影響とその対応に直面した1年でした。町では高い徴収率を誇る町税の維持や国や都からの交付金等財源確保のもと、その予算を活用して、健康なまちづくりや町内各地域の活性化による生き生きとしたまちづくりなど、引き続き施策の計画的な実施に取り組まれる予定でした。しかし、新型コロナ感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止措置等で、イベントの中止や延期のほか、施設の閉館、利用時間の制限等を強いられた1年でもありました。

何分、これまで経験の少ない事態への対応だったため、予想外の観光客の増加など、いろいろなご苦勞があったと思いますが、これまでクラスターの発生もなく、比較的感染者数が抑えられているのは、執行主体としての町長以下、町職員のご献身的なご尽力はもとより、町民の代表である町議会議員の皆様、さらには多くの関係者の皆様のご理解とご協力があってこそと推察いたします。

ワクチン接種等の効果により一日も早い収束が望まれるところですが、まだ予断を許す状況ではないため、引き続き町民の安全・安心な暮らしを確保するため、今後もお尽力をお願いしたいと思います。

さて、次に、これまでの監査業務を踏まえて要望や参考にしていただきたい点、更に本日は、これらを踏まえた今後の監査業務の改善点の案について述べさせていただこうと思いますが、最初に、行政の質について触れたいと思います。

何事も量と質の両面を持っていると思いますが、地方自治体でいえば、量とは、いかに多くの予算を確保し、多くの行政サービスを町民等に提供するか、予算の執行率を上げるかなどだと思います。一方、質とは人によってとらえ方はいろいろあるでしょうが、私は、行政サービスを提供するに至るまでのアプローチの適切さや一つ一つの成果物の有用性、そして対応の迅速性などだと思っています。

別紙1は、事務局と調整し、町民等に公表したいと考えております監査結果と措置状況等の抜粋で、これは就任以降、監査業務の中で行ってきた私の指摘や意見と、これに対する町の措置状況をまとめたものです。内容は千差万別で、迅速に対応できたものもあれば、相当時間がかかったものもあり、改善に向け取り組んでいただいたもの、あるいは現在も取り組んでいただいているものがありますが、ここで注目していただきたいのは、2ページ目のバックが緑の案件、ここで示すように、この随意契約案件が繰り返し指摘されていることで、行政の質のうち、法令遵守と説明責任について指摘したいと思います。

ご案内かと思いますが、地方自治法はじめ、関係法令では地方公共団体の契約は原則として競争入札とし、その性質または目的が競争入札に適さない場合に限り、指名競争入札や随意契約または競り売りで行うことができると定められています。更に随意契約の場合は、随意契約理由書を作成する必要があります。その様式は任意ですが、使用目的や必要とする条件、性能等、そして、選定理由の点から競争を許さない状況であることを誰もが納得できるように分かりやすく記述しなければいけません。

しかし、指摘した随意契約案件は、本来は、指名競争入札等にすべき案件だったにもかかわらず、時間がなかったからとか、前年度も随意契約だったからなどの理由で随意契約理由書が作成されておらず、安易に随意契約しています。このような状況にもかかわらず、副町長を委員長とする指名委員会では、特段の問題もなく審議を終えて契約されており、実質的に指名委員会はチェック機能を果たせていません。監査の指摘後に作成された文書でもその理由がピントをずれていることもあります。

このほかバックを黄色で示したのは、契約関係ではありませんが、町が観光客向けに作成した看板の説明に観光客にはとても理解困難な文章が書かれている案件です。

一方、決算審査で配布される資料や説明の内容から判断して、多くの係長級職員は、十分な文章能力を保有していると思われませんが、各課で指名されている文書取扱員は、文書の分類や整理等を行うのみで、書かれている内容のチェックまでは行っていないとのことです。

この原因について、私は、町には地方自治法等に定められた契約行為に関する趣旨の理解や法令遵守と説明責任の重要性についての意識が幹部職員を含め、組織的に欠如しているほか、文章を初めとする最終成果物のチェック機能、言い換えれば、町として作成する文書等がどのような人に読んでもらうものなのかなどの想像力が不足しており、最終確認すべき責任者も不明確と思われまます。

随意契約案件については、この7月からようやく理由書を作成するようになったようでございますが、これまで改善の兆しがなく、平成30年度から毎年のように指摘が繰り返されてきており、残念ながら町役場全体として監査の指摘や意見等に真摯に対応する姿勢は見られないとの印象を持つようになりました。

汚職等にもつながりかねない安易な随意契約を放置することは許されないため、直ちに次のような枠で囲ってある内容としてのチェック機能強化等の対応に取り組むことを要望します。

奥多摩町に必要なチェック機能強化等の対応について、①として、幹部職員も含めた全

職員に対する年1回の次のことについての研修を行っていただきたい。ア、法令遵守と説明責任、とりわけ随意契約に焦点を当てた地方自治法等関係法令、イ、読み手を意識した正確かつわかりやすい文章の作成、ウ、管理職による文書等最終成果物のチェック機能の強化と徹底。

次に、②として、次のとおり法令に基づく各種事務手続の徹底とその審議過程の明確化等を実施していただきたい。ア、法令に基づく随意契約理由書の作成、イ、所管課長及び契約管財担当係長による随契理由書の精査・承認・押印、ウ、指名委員会での随意契約案件等についての厳格な審査、エ、町として外部に公表する文書、重要な起案文書等の各担当課における最終確認者の明確化と文書法制担当による文章表現等の精査・承認・押印という内容です。

また、これまで監査結果は、町長と議長に文書で報告するほか、告示として町内3カ所の掲示で公表されてきましたが、コロナ禍で不要不急の自粛が求められ、町民が閲覧できる機会は少なくなりました。この課題への対応と合わせ、監査の指摘や意見等に対し、町の改善へのインセンティブが働くよう、事務局と調整した結果を踏まえ、冒頭述べたとおり、監査結果と措置状況等の町ホームページへの掲載と、そのダイジェスト版監査だよりの町民への配布を遅くとも年内に行い、監査業務の改善に資することとしていただきたいと思っております。

次に、コロナ禍での行政サービスについて要望したいと思えます。

これまでの町職員はじめ、医療従事者等関係者のご尽力や町民のご協力等もあって、本日9月6日現在、町の新型コロナ感染者は52人と、最近若干増加傾向にはありますが、比較的抑制されています。その大きな要因は、もちろんワクチン接種ですが、町に対する町民の一番の関心事は、いつ接種してもらえるのか、願いは一日も早く接種してほしいということだというふうに思いましたので、町の協力も得て、近隣5町村の取り組み状況等について7月に情報収集しました。データの取りまとめ上、対象を65歳以上の高齢者に限定しましたが、近隣5町村と比較したワクチン接種取り組み状況に関する分析結果は別紙2のとおりです。このグラフです。最初は実績のデータですが、実際に分析してわかったのは下のほうの率です。

時間の関係から詳細の説明は割愛させていただくとともに、これらのデータが示すところの評価は皆さんにお任せいただくとしまして、後ほどご参照いただければと思います。

ここで私が申し上げたいことは、ブレークスルー感染によるデルタ株の影響や新たなラムダ株等の懸念もあり、今後も町のワクチン接種への対応は最重要課題として継続すると

考えられるため、裏面に今回の情報収集で得られた各市町村が迅速、効率的な接種に向けて行った創意工夫等を掲載しましたので、今後の接種方法の改善などに参考にいただければ幸いです。

もう一つの要望は、ワクチン接種以外のコロナ禍での行政サービスのあり方について真剣に検討していただき、迅速に実施していただきたいということです。感染拡大防止のため、町民には不要不急の自粛要請など、従前の日常活動が1年以上にわたって制限され、3密回避などのため、各種イベントの中止や公共施設の利用制限等、町の行政サービスにも影響を与えています。このため運動不足など、身体的な衰えだけでなく、引きこもりによるうつ病や認知症の悪化など、精神的にも悪影響の増加が懸念されており、行政の対応が求められるところです。

具体例として温水プールを例にとりますと、あきる野市のファインプラザでは、利用者を市民に限定して、また、羽村市のスイミングセンターでは、利用人数と時間を1時間に制限することでコロナ禍の現在でもサービスを提供し、保有施設を健康増進等に役立たせています。

一方、町では学校施設開放による例年の夏の町民等のプール利用は、感染拡大防止のため今年中止とのことでした。決算審査で確認したところ、あきる野市や羽村市など近隣自治体の取り組み状況は調査していないということでした。

もちろんコロナ感染者を増やさないというのは最重要課題であり、感染リスクを少しでも減らしたい、後で責任を問われるようなことはしたくないという町の担当者の気持ちは分からないでもありませんが、ウイズコロナとして長期戦になると思われる今後のコロナとの共生社会においてこのような対応を続けていって良いのでしょうか。

冒頭でも述べましたが、広大な山林に囲まれ、きれいな水と空気で暮らせる過疎地域の奥多摩では、クラスター感染は発生していません。先ほどの決算の説明にもありましたように、介護など福祉等に関わる支出が増加する中で、イベントや施設を閉館・休止しても町職員の給与費や議員への報酬等は固定費としてかかり、財団、三セク、指定管理者等への交付金や委託費で削れるのはせいぜい材料費などの微々たるものでございます。

一方、コロナ対応については、現状では1年が経過して、いろいろな知見が蓄積されてきています。近隣自治体での取り組み状況等を参考にしつつも、各自治体の裁量で判断できる部分については、23区等とは異なり、公共施設の利用人数が少ないなど、奥多摩の特徴や実態を考慮し、町民限定や時間制限とするなどにより、感染防止とのバランスをとりながら可能な範囲で公共施設を利用に供して行政サービスを維持・継続し、町民の健康

増進につなげていく戦略も必要と思います。

更に毎年見直しを行っている第5期長期総合計画については、ウイズコロナの視点で基本方針を定めるなど、全体にわたる再点検が必要かもしれません。コロナ禍ではありますが、これだけにとらわれず、長い目で見て、町民が健康に生き生きと暮らせる町にしていけることが今求められていると考えますが、いかがでしょうか。

町職員の仕事は、炎天下で働く建設業者や日々の売り上げに一喜一憂する商店とは異なり、法令に基づき、効率的かつ公平に予算を執行してニーズにマッチした行政サービスを提供するのが基本であり、その実現のため、職員には法令遵守はもとより、文章のプロとすることが求められると考えます。

地方公務員が説明責任を果たすに当たっては、住民や議会、メディア、上司等に適切かつ必要十分な情報を提供する必要がある、そのためには表やグラフ、写真等の資料と合わせて、簡潔で分かりやすく誤解を与えない文章の作成に努めなければなりません。前例踏襲などに陥らず、町役場職員一人一人が文章のプロとなり、時代の変化を見極めながら、自分の頭で考えて、それぞれの立場でより適切かつ無駄のない予算執行に努めていただき、なお一層町民に喜ばれる行政サービスを提供していただければと思います。

また、町長はじめ、幹部・管理職員には必要な役場の体質改善を図れるよう、積極的にリーダーシップを発揮して職員の指導・育成に取り組んでいただくようお願いします。

最後になりましたが、住みたい田舎ベストランキングというのがあるそうで、この別紙2の右側に示しました。2021年版首都圏エリアの第1位は、九十九里浜の青い海や山、四季折々の花など、豊かな自然に恵まれている千葉県のかすみがら市が選ばれ、同市では奥多摩町と同様に、10年以上前から移住を後押しする取り組みをスタートしているそうです。このランキングでは、秩父市は2位に、飯能市は4位とのことですが、東京都では唯一奥多摩町が9位に入っており、移住者による定住人口の増加が今後も期待できそうです。

町民だけでなく、町に注目している町外の人々にも高品質な行政サービスを提供し、信頼される町となるよう期待して、私からの監査総括意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、佐久間代表監査委員の報告は終わりました。佐久間代表監査委員、大変ご苦労さまでございました。合わせて議会選出の木村監査委員につきましてもご苦労さまでございました。

お諮りします。ただいま上程の認定第1号から認定第8号までについては、議長及び議会選出監査委員である木村議員を除く委員10名で構成する決算特別委員会を設置し、こ

れに付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

ここで、決算特別委員会委員長の互選のため、暫時休憩したいと思います。休憩中に決算特別委員会委員長の選出を行い、ご報告をお願いします。

午後0時01分休憩

午後0時07分再開

○議長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長(原島 滋隆君) それでは、休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果をご報告させていただきます。

決算特別委員長に8番、小峰陽一議員、副委員長に4番、小山辰美議員、以上のとおり選出されました。

報告を終わらせていただきます。

○議長(原島 幸次君) 以上のとおり決算特別委員会委員長は、8番、小峰陽一議員、副委員長は、4番、小山辰美議員に決定しました。会期中に審査が終了するよう、お願いいたします。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 異議なしと認めます。よって、午後1時10分から再開といたします。

午後0時08分休憩

午後1時10分再開

○議長(原島 幸次君) 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、日程第19 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(令和2年度分)の報告について報告を求めます。教育課長。

[教育課長 岡野 敏行君 登壇]

○教育課長(岡野 敏行君) 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管

理及び執行状況の点検及び評価（令和2年度分）の報告についてご説明をいたします。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を議会へ報告するものでございます。

報告書の1ページをお開きください。第1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、第2の施策及び事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてにつきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法につきまして記載しております。

3ページをご覧ください。第3といたしまして、奥多摩町教育委員会の令和2年度活動状況についての報告でございます。

3ページから5ページは、毎月開催いたします教育委員会定例会及び臨時会の会議内容を、6ページと7ページは、学校行事、外部への視察等の活動内容につきまして掲載しております。

8ページをご覧ください。第4といたしまして、教育委員会が令和2年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標及びこの目標を達成するための5つの基本方針を掲載しております。

9ページをお開きください。9ページと10ページに第5といたしまして、第4で掲げました5つの基本方針に基づき取り組みました教育施策としての22の重点項目をそれぞれの基本方針ごとに掲載しております。

11ページをお開きください。11ページから27ページまでは、町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価となります。第5で定めました22の重点項目ごとに、各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価しております。

2ページにお戻りください。評価基準につきましては、下段の別表に記載していますそれぞれの施策、事務事業ごとに点検結果を記号を用いて評価しています。二重丸は、事務事業の取り組みが順調に行われている、丸は、概ね順調である、三角は、やや順調でない、バツは順調でないという評価でございます。その点検評価の右側には、それぞれの事務事業についての取り組み概要等を記載しております。

11ページにお戻りください。この表では基本方針1の重点項目1について評価しております。表中の最初の施策・事務事業名、人権教育の推進と教員の意識の向上につきましては、点検結果といたしまして丸の概ね順調に実施している、次の社会体験、自然体験

の推進につきましては、二重丸の順調に実施しているという自己点検結果となっております。

以降、27 ページまでそれぞれの基本方針で定める重点項目に沿って実施した施策・事務事業につき、同様に評価をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、今回の点検評価につきましては、令和2年度に実施した事業について令和2年度末であります令和3年3月の状況で評価をしております。本日現在の状況と相違しているものもあろうかと思いますが、ご承知願います。

次に、28 ページをご覧ください。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして自ら点検及び評価を行い、これを教育に関し、学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。

今回は、点検評価委員といたしまして、自治会連合会副会長で、教育委員会事務局経験者であります武内新三様と元青少年対策地区委員会連絡協議会会長、元奥多摩中学校PTA会長で、株式会社島崎製作所経営者であります島崎和人様のお二方をお願いをいたしました。

意見聴取をしている中で、教育委員会の事務事業の執行につきまして様々なご意見を頂戴いたしましたので、その内容につき、掲載させていただいております。全体的な評価としては、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校のほうにも大きな影響を与えると感じたところであるが、概ね順調に授業が進められており、自己点検結果についても妥当な評価がされているというものでした。

個別の意見として主なものを紹介しますと、28 ページ下段の児童・生徒・園児間の交流について、とてもよい取り組みだと思うので、更に充実した内容で引き続き実施してほしいなど、よい評価をいただきました。

また、29 ページ上段の青少年リーダーの育成については、何が問題なのか突き詰めないと低評価が続いてしまうのではないかという厳しい評価と、コロナ収束後は検討を進めてほしいというご意見をいただきました。

30 ページになります。上段の生涯学習推進計画の策定については、なかなか進んでいないことや他の自治体の生涯学習推進計画などを参考にして進めてほしいとの厳しい評価をいただきました。

30 ページ下段の伝統文化の継承、活用について各地域で継承していく方が減少している中、子どもたちに郷土芸能に親しんでもらうとてもよい取り組みだと思うとのよい評価

をいただきました。

以上、令和2年度分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要についてご報告いたしました。教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からも広くご意見をいただき、点検評価委員から頂戴したご意見とともに、これからの教育行政の適正な事務の管理と執行に生かしていきたいと考えております。

以上で、報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和2年度分）の報告についての説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、報告は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第20 議案第47号 自治功労者の決定に同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレット議案第47号をごらんください。議案第47号 自治功労者の決定に同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、奥多摩町表彰条例（平成元年条例第22号）第3条の規定により、河村文夫氏を表彰したいので、同条例第9条第1項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

自治功労表彰につきましては、町表彰条例で、自治表彰を受けた者が退職し、その功績が極めて顕著であったもの並びに自治の振興に多大な貢献があったものに対して行うと定めております。

河村文夫氏の経歴等につきましては、次の2ページの略歴書のとおりでございます。2ページをご覧ください。河村文夫氏ですが、住所は、東京都西多摩郡奥多摩町川井560番地、年齢は77歳でございます。河村氏の学歴、職歴、公務員歴は、略歴書のとおりでございます。

次の2ページの下段から3ページにかけてご覧ください。公選職歴では、平成16年5月24日から、次の3ページの上段をご覧ください、令和2年5月23日まで、4期16年、奥多摩町長としてご活躍され、この間、審議会歴では、東京都観光事業審議会委員、東京都森林審議会委員等多くの会議員を務め、また、下段の団体歴では、ダム・発電関係市町村全国協議会常任理事、ダム・発電関係市町村全国協議会副会長など多くの役職を務め、次の4ページをご覧ください。平成24年4月1日から令和2年5月23日までの8年1カ

月と23日の間、西多摩郡町村会会長、東京都町村会会長の要職を務め、また、平成27年4月27日から令和元年7月30日までの間、関東町村会会長の要職を務め、令和元年7月31日から令和2年5月23日までの間、全国町村会監事の要職を務め、東京都13町村の発展にご尽力するなど、幅広く地方自治の振興、町の発展に多大な貢献をされました。

また、賞罰では、平成7年2月10日付、西多摩郡町村会会長より勤続30年表彰、同年2月17日付、全国町村会会長より勤続30年表彰、平成25年1月24日付、全国町村会会長より自治功労者の表彰を受賞されております。

以上、河村氏の業績につきましては、皆様が等しく認めるところでございまして、奥多摩町表彰審査委員会にお諮りいたしましたところ、全員一致の賛意の答申を得ましたので、奥多摩町表彰条例第9条第1項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

なお、本日ご同意をいただきましたら、本年11月3日に予定しております功労者表彰式におきまして表彰をさせていただきます。

ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第47号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第47号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第47号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第20 議案第47号について同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第47号については、同意されました。

次に、日程第21 議案第48号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレット議案第 48 号をごらんください。議案第 48 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1,422 番地、氏名、原島幹典、生年月日、昭和 32 年 10 月 31 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、原島幹典氏が令和 3 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任として同原島幹典氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

次の 2 ページ、略歴書をご覧ください。原島幹典氏の学歴、職歴、経歴等につきまして略歴書のとおりでございますが、学歴は昭和 59 年 3 月、東京農業大学農学部林学科を卒業し、職歴は、昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日までの間、林業を、昭和 62 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日までの間、奥多摩総合開発株式会社に勤務し、平成 10 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間、株式会社原新を経営し、平成 17 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、岐阜県立森林文化アカデミーに教員を務め、平成 30 年 4 月 1 日から東京農業大学奥多摩演習林臨時職員として勤めており、現在に至っております。

経歴では平成 9 年 12 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間、奥多摩町農業委員を、平成 31 年 3 月 6 日からは前任者の残任期間として教育委員会委員を務められております。

以上申し上げましたとおり、原島幹典氏は、この委員として人格、識見、経験ともに適任でございます。引き続き任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案のご説明とさせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 48 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 48 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 48 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は、無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(原島 幸次君) ただいまの出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に6番、大澤由香里議員、7番、澤本幹男議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(原島 幸次君) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

日程第21 議案第48号 原島幹典君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1番、伊藤英人議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(原島 幸次君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて、開票を行います。6番、大澤由香里議員、7番、澤本幹男議員、立ち会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(原島 幸次君) それでは、投票の結果を報告します。投票総数11票。有効投票11票、無効投票0。有効投票中、賛成票11票、反対票0。以上のとおり賛成が多数であります。よって、奥多摩町教育委員会委員に原島幹典君を任命することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（原島 幸次君） 次に、日程第 22 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 滋隆君） それでは、タブレットの請願・陳情ホルダーにございます陳情文書表をお開きください。

では、朗読をさせていただきます。

議請願第 3 号 令和 3 年 9 月 6 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長原島幸次。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情 1 件について下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 3 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第 3 号、受付年月日、令和 3 年 8 月 5 日、件名、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」。

陳情人の氏名、沖縄県那覇市おもろまち 4 丁目 17 番 11 号 1 階、「新しい提案」実行委員会責任者、安里長従。東京都新宿区四谷 2 丁目 8 番地岡本ビル 5 階 505 号、全国青年司法書士協議会会長、阿部健太郎。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題になっております陳情第 3 号については、会議規則第 37 条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第 3 号については、所管の総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するようお願いします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明日 9 月 7 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後1時42分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員